

妊婦のための支援給付について



令和7年4月より、妊婦の経済的負担軽減のため給付金を支給する「妊婦のための支援給付」が開始となりました。また、妊娠期からの切れ目ない支援を行うために、面談等により情報提供や相談等を行う「妊婦等包括相談支援事業」を併わせて行います。

【妊婦のための支援給付（妊婦支援給付金）】

妊婦のための支援給付は、2回に分けて支給します。

1. 支給対象者

申請日において、養老町に住民登録のある方で、下記に該当する方

○1回目（妊娠届出時）

妊娠の届出をした妊婦（産科医療機関等を受診し、胎児心拍を確認した方に限る。）

で妊婦給付認定申請書を提出し、妊婦給付認定を受けた方

○2回目（妊娠32週以降）

妊婦給付認定を受けた妊婦で、出産予定日8週間前（妊娠32週）以降に胎児の数の届出書を提出した方

2. 支給内容

○1回目（妊娠届出時） 5万円

○2回目（妊娠32週以降） 胎児の数×5万円

3. 支給方法

口座振込による支給

*申請者は妊婦に限ります。

*申請者と振込口座名義人は同一としてください。

4. 申請方法

○1回目（妊娠届出時）

母子健康手帳交付の際、妊婦給付認定申請書にご記入いただきます。

○2回目（妊娠32週以降）

妊娠7か月頃に、「胎児の数の届出書」「妊娠中期以降のアンケートのご案内」「妊婦相談日一覧」を郵送します。妊娠32週以降に保健センターへお越しいただき、面談時に「胎児の数の届出書」を提出していただきます。

※妊娠32週未満での申請はできません。（ただし、流産や死産等の場合を除く）

※面談は妊婦相談日（毎月第1・3金曜日 15:00~16:00）に行います。

妊婦相談日一覧の中から来所可能な希望日をアンケートにてお答えください。

妊婦相談日での来所が難しい場合は、保健センターへご相談ください。



5. 申請時持参するもの

○1回目：医療機関が発行した妊娠届出書、妊婦さん本人の振込先金融機関口座のわかるもの（通帳、キャッシュカード）、マイナンバーカード

○2回目：母子健康手帳、妊婦さん本人の振込先金融機関口座のわかるもの（通帳、キャッシュカード）、胎児の数の届出書

※妊婦給付認定の申請には個人番号が必須となります。マイナンバーカードが無い場合は通知カードまたは個人番号の記載された住民票と身分証明書（運転免許証またはパスポートなど）をあわせてご持参ください。

6. 申請場所 養老町保健センター

7. その他

胎児心拍確認後の流産や人工妊娠中絶、死産となられた方も給付金の対象となります。該当する場合は、保健センターまでご連絡ください。

【妊婦等包括相談支援事業】

妊娠期から出産・子育て期まで切れ目のない支援を実施するために、保健師が面談等で個別相談を行います。以下の相談以外にも、電話・来所・訪問でも相談を受け付けていますので、お気軽にご相談ください。



面談

妊娠届出時に妊婦さんが安心して出産を迎えられるよう、保健師が面談を行います。



妊娠中期以降のアンケート

妊娠7か月頃にアンケートのご案内と、「胎児の数の届出書」を郵送します。アンケートはQRコードを読み込み、LoGoフォームで回答してください。
※必ず期限内にお答えください。



面談

妊娠32週以降に保健センターにお越しいただき、胎児の数の届出書を提出された際に、保健師と面談を行います。（面談時間：20～30分程度）



面談（生後4か月以内）

お生まれになったすべてのお子さん・産婦さんを対象に自宅を訪問し、お子さんの体重測定や育児についての相談、子育てに関する情報の紹介を行います。育児について分からない事、心配な事などがありましたら、ご相談ください。

【お問い合わせ先】

養老町保健センター

電話番号：0584-32-9025

